

第七十二号議案

東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和五年二月十五日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例の一部を改正する条例
東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第五百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「従って歩行者」の下に「及び遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路を通行しているものに限る。）」を加える。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（提案理由）

道路交通法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則（令和四年国家公安委員会規則第二十一号）の施行による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則（平成十八年国家公安委員会規則第二十八号）の改正に伴い、信号機に関する基準を改める必要がある。